

令和５年度 きまりの共通理解

1. 服装指導について

細則①

- ・校内の服装は学校指定の標準服を基本とする。
- ※体育の授業日は、ジャージ登校、運動系部活動がある場合、教科や学年により指示がある場合はジャージ登校を認める。
- ※家庭の判断でジャージ登校を希望する場合を除く。
- ※令和５・６年度は、新標準服移行期間とし、新旧標準服のどちらの着用も認める。（新旧標準服の同時着用も認める。）

- ・「学校指定の標準服」は、新旧標準服全て、暑い場合の略装（上・白紺ポロシャツ、下・ベージュハーフパンツ、ワンポイント程度の模様は認める）とする。なお、とても暑い日は、家庭の判断でＴシャツ・短パンでの登校も認める。
※ジャージ、Ｔシャツ・短パンは標準服ではなく、基本は運動のための服装である。
- ・始業式、終業式、修了式、入学式、卒業式等の行事にはワイシャツ、ネクタイ・蝶タイの着用を基本とする。
- ・「学校指定の標準服」は、意識的な変形・加工のされていないものとする。ただし、自分の体型に合わせるためにスカート丈・ズボン丈を加工する場合は可とする。
- ・スカート丈は、膝が隠れる程度とする。
- ・腰パン、スカートの下にハーフパンツやジャージを見えるようにはく等、一般的にだらしのない着こなしはしない。（下着が見える程の腰パン、スカートの中にジャージ等）
- ・標準服には不要な飾りをつけない。
- ・スラックス、（ジャンパー）スカートの上に、略装のポロシャツの着用は認める。その場合は、ポロシャツの裾は出してもよい。（ワイシャツのシャツ出しはしない。）
※雨天時の登下校時、雨具（レインコートやそれに準ずるブレイカー等）の着用は認める。

細則②

- ・内着は白の無地のワイシャツとする。

- ・ワイシャツは飾りがついているものは認めない。開襟シャツは認めない。
- ・ワイシャツの袖ボタンや胸の第２ボタンを外したり、シャツ出し等のだらしのない着こなしはしない。
- ・ワイシャツの下に着る下着は、発寒中Ｔシャツ、もしくは派手でないものとする。部活動の練習用Ｔシャツ等は認める。防寒素材の長袖アンダーシャツは認めるが、ワイシャツからはみ出すような着こなしはしない。
- ・ブレザーを脱いでワイシャツで生活してもよい。（常時ワイシャツの場合は、名札を付け替える）

細則③

- ・靴下の色は落ち着いた色とし、だらしのないはき方はしない。

- ・「落ち着いた色」のおさえについては、生徒各自に考えさせる。
- ・床下につくようなルーズソックス等は、衛生的ではないので認めない。
- ・スパッツ・レギンスは認める。

その他の服装指導

① ジャージについて

- ・ズボンの裾まくり、上着のチャックを大きく開けるなど、だらしない着こなしはしない。
- ・体育の授業がある日はジャージ登校とする。
- ・防寒のためにジャージの上にジャンパー等の着用は認める。Tシャツの上に直接ジャンパー等の着用は認めない。ハーフパンツで、上のジャージを着てその上にジャンパー等の着用は認める。
- ・ジャージからはみ出すような着こなしはしない。
- ・ジャージ登校時に暑い場合は各自の判断でTシャツ・短パンにしてもよい。

② 防寒着着用について

- ・防寒のために標準服の上にブレーカー等のジャンパーを着用することは認める。なお、標準服とワイシャツの間にベスト（ダウン含む）、カーディガンを着用する場合は、白・黒・紺・灰色等の落ち着いた色合いのものとする。標準服からはみ出すような着こなしはしない。
- ・標準服の中にジャンパー類等の着用はしない。
- ※授業中暑くてブレザーを脱いでカーディガンの状態、また、ワイシャツで授業を受けることは認めるが、あくまでも防寒対策としてのカーディガン着用なので、ブレザーを着用することが基本である。日常的にカーディガンのみで過ごすことはしない。休み時間等に廊下で同様の格好で過ごすこともしない。
- ・暑い場合の略装時は、その上にジャンパー等、防寒着の着用はしない。
- ※雨天時の登下校時、雨具（レインコートやそれに準ずるブレーカー等）の着用は認める。

■服装の注意点について

- ① 気づいた教員が声をかけ、その場で注意する。（特別な事情がある生徒もいるので、細かい指導は学年教員が行う。）
- ② スカート丈（ジャンパースカート対象）等、その場で直せないものは担任へ報告し、期限を設けて家庭で直すように確認する。
- ③ 継続的な呼びかけにもかかわらず改善が期待できない場合は、担任・学年生活指導係が指導にあたり家庭とも連携する。
- ④ 定期的に生活常任委員会の取り組み等で身だしなみの見直しを呼びかける。
- ⑤ 名札やネクタイ・蝶タイ忘れ（儀式時）は、各学年の貸し出し用をつける。

2. 頭髪指導について

細則④

- ・頭髪は、衛生的で学習の妨げにならないようにする。
- ・染色、パーマ、整髪料等による加工はしない。（成長期に伴う影響を考慮したため。）

案①

肩を超える長さの場合は体育の実技、実習活動や実験、給食準備やその他授業で支障をきたすのでゴム等でまとめる。結び方は指定しない。（元々ハーフアップの場合は、肩を超えている髪をまとめる。その他、お団子、ポニーテール等まとめ方の指定はしない。）

案②

日常的にまとめる必要はないが、肩を超える長さの場合は体育の実技、実習活動や実験、給食準備やその他授業で指示がある場合はゴム等でまとめる。結び方は指定しない。（元々ハーフアップの場合は、肩を超えている髪をまとめる。その他、お団子、ポニーテール等まとめ方の指定はしない。）

※各学級からの対話的学びの中で、意見を集約し、生徒総会で決定する。決定するまでは、昨年度同様の案①で進める。

■頭髪の注意点について

- ① 染色による加工は、家庭と連携し、期限を決めて直すように確認する。
- ② 整髪料による加工は、翌日以降しないように確認し、必要に応じて家庭連絡する。
- ③ 一般的に衛生的でない頭髪の生徒は、担任・学年生活係が注意する。
- ④ 継続的な呼びかけにもかかわらず改善が期待できない場合は、担任・学年生活指導係が指導にあたり家庭とも連携する。
- ⑤ 定期的に生活常任委員会の取り組み等で呼びかける。

その他の頭髪等の指導

①眉毛剃りの指導について

- ・眉毛の周辺のむだ毛を整える程度は認める。一般的ではない加工（眉毛全剃り、ライン加工）に関しては注意する。

②髪飾りの指導について

- ・髪を束ねるピンが派手なもの、必要以上に大きいものである必要はないので、シュシュやリボン、飾りのついたヘアピン等は認めない。
- ・髪をまとめるゴムの色は落ち着いた色とする。

③化粧装飾品について

- ・マニキュア、口紅、マスカラ、アイシャドーなどは、成長期に伴う影響を考慮し、認めない。ピアス、イヤリング等の装飾品も学校生活に必要なないので認めない。

3. 「履き物」指導について

細則⑤

- ・上靴は白を基調とする運動靴とする。

- ・靴箱上に入る大きさとする。
- ・体育時はひも付き運動靴のみとする。（体育科が授業のなかで確認。）
- ・かかとを踏んだり、ひもを結ばないなど、だらしない履き方はしない。
- ・上靴を忘れた場合は、担任や学年の先生に申し出て、貸し出し用の上靴またはスリッパを借りる。（上靴は10足程度しかありません。）
- ・担任、学年の先生を通してきちんと返却する。

■履き物の注意点について

- ①上靴の色やマジックテープの場合については次回購入時に直すように確認する。
- ②履き方のだらしない生徒は、気づいた教師が注意する。
- ③継続的な呼びかけにもかかわらず改善が期待できない場合は、担任・学年・学年生活係が指導にあたり、家庭とも連携する。

その他の履き物指導

- ・通学時の外靴は、通学に適したものの、靴箱に入る大きさ・長さの靴とする。

4. 「持ち物」指導について

細則⑥

- ・学習に必要なものは校内に持ち込まない。

- ・スマートフォンやゲーム機器、お菓子類、カッターナイフ（授業、学校行事等で使用する場合は除く）等の危険物は持ち込まない。
- ・アクセサリなど学習に関係のない物は持ち込まない。

■持ち物の注意点について

- ①スマートフォンやゲーム機器、お菓子類、カッターナイフ等の危険物は見つけた教師がその場で没収し、担任・学年生活係と連携して指導する。指導後は生徒に返却せず、家庭に連絡をし、保護者に直接渡す。※カッターナイフについては一時預かりとし、放課後返却して、今後持ってこないように指導する。
- ②アクセサリ等、その他の不要物は、学習に関係のない物であることを確認し、繰り返さないよう注意する。
- ③継続的な呼びかけにもかかわらず改善が期待できない場合は、担任・学年・学年生活係が指導にあたり、家庭とも連携する。

その他の持ち物指導

- ① 通学用の鞆は教科書、学習用具がきちんとはいる実用的な物とし、派手な物はさける。紙袋は使用しない。ビニールの袋は、学習用具を持ってくる物としては適さないので認めない。ジャージ等を入れる補助バッグとしては認める。
- ② 生徒手帳は常に携帯する。
- ③ 自分の持ち物には記名する。
- ④ 水筒（水・お茶・スポーツドリンク）の持参を認め、適切なタイミングで水分補給し、熱中症予防に努める。
- ⑤ 熱中症対策としてのハンディ扇風機の使用を認める。周りの迷惑になるような使用はしない。
- ⑥ スマートウォッチの持ち込みは認めない。
※通信電卓機能がある時計の持ち込みは、スマホ持ち込みと同様と考えられるため。

5. 授業中や休み時間の過ごし方について

- ① 勝手に自分の教室以外の教室に入ったり、空き教室に入らない。
- ② **2分前着席を基本とする。また、学級代表や生活常任委員を中心に呼びかける。**
- ③ 教科書・ワークの貸し借りは認めない。
- ④ 机・教卓の上に座らない。またストーブの上にも座らない。（故障の原因になります）
- ⑤ 廊下や踊り場に座り込まない。
- ⑥ トイレは自分の学年の階のトイレを使用し、用が済んだら速やかに出る。指示がない限り、他の階のトイレは使わない。
（1年生→2階北棟、2年生→2階南棟、3年生→1階南棟、10組→1階北棟）
- ⑦ 移動教室の時は道具を持ち休み時間にすぐ移動する。その教室に近い階段を利用する。
- ⑧ 移動の時は教室の電気を消し、ドアや窓を開けてから移動する。
- ⑨ 昼休みは生活階、図書館・グラウンドで過ごす。ただし、割り当てがある学年は体育館で過ごしてもよい。
- ⑩ 昼休みのグラウンド使用は認める。（体育委員会より使用可能時期の連絡あり。）
※通常の使用水飲み場
・1年 2F 図書館横、2F 渡り廊下水飲み場を使用する。
・2年 2F 多目的室横、2F 教材室②横水飲み場を使用する。
・3年 1F 玄関横、1F 渡り廊下水飲み場を使用する。
・10組は 1F 金工室横水飲み場を使用する。
※給食準備時間中の使用水飲み場
・1年 1・2組は 2F 図書館横、3～7組は 2F 渡り廊下、8組は 2F 被服室水飲み場を使用する。
・2年 1・2組は 2F 多目的室横、3・4組は 2F 教材室②横、5・6組は 2F 第2理科室、7・8組は 2F 第1理科室水飲み場を使用する。
・3年 1・2組は 1F 玄関横、3～5組は 1F 渡り廊下、6・7組は 1F 第1美術室水飲み場を使用する。
・10組は 1F 金工室横水飲み場を使用する。
※使用階段
・1年生→北棟 AB 階段、2年生→南棟 AB 階段
・3年生→被服・調理室使用時は北棟 B 階段、それ以外は南棟 AB 階段

6. 帰り学活

- ① 帰りの学活中は、机の上にカバンをおかない。

7. 放課後について

- ① 放課後活動で残っている生徒以外は、決められた時間に下校する。
- ② 放課後活動で残る場合は担任がサインした「放課後活動届」廊下に掲示する。
- ③ 委員会等の活動場所に行く場合は、自分の持ち物（かばん等）も移動する教室にもっていく。廊下に置くことはしない。

8. その他

（1）規則【98きまり「（2）規則」】

- ① 通学は徒歩とする。
- ② 欠席などの届けは、保護者を通して行う。
- ③ 遅刻、早退、体育時の見学、忌引などの時は生徒手帳にその理由を記入し、保護者の印を押して担任に届ける。緊急の場合は保護者が担任に連絡する。
- ④ 住所、家族、電話などの変更があった場合は、直ちに担任に届ける。
- ⑤ 一般生徒登校は8時15分からとし、下校完了は16時40分までとする。
- ⑥ 登校後は、下校時まで校地外に出ない。
- ⑦ 校内の生活時間については、日課表に従う。
- ⑧ 放課後残って活動する場合は担任に届けでる。
- ⑨ 校内は土足禁止とする。

⑩名札、委員章は図（生徒手帳 P37）のように台布につけ、胸の位置につける。

時間に対する約束事

	時 間	学校の動き	生徒の動き
1	8:15～	登校開始	一般生徒は8:15以降登校 (8:15前に登校した場合は校舎に入らない) 勝手に自分のクラスではない教室に立ち入らない。
2	8:25～8:35	朝読書	登校後、手洗いし、8:23には着席し、静かに読書をする。先生が来るまでは読書する。 ※水飲み場が混雑により使用できない場合は、朝学活後に手洗いを行う。
3	8:35～8:42	朝の学活	
4	8:42～8:50	移動・準備	移動生徒以外は、教室から出ず、席に着いている。
5	各授業の間の10分	移動・準備・水のみ・トイレ	休み時間は次の授業の準備を行う。
6	12:40～	昼食準備	給食当番は、すばやく協力して準備にすること。
7	～12:55	昼食準備終了	手洗いが済んだら当番以外は席に着く。 必要に応じて当番のお手伝いをする。
8	12:55～13:15	昼 食	チャイムが鳴るまで教室から出ず、席に着いている。 ※配膳車のみ早めに学年配膳室(3年 1F 渡り廊下)に返却する。
9	13:15～13:30	昼休み	図書館、体育館、グラウンドにいる生徒は13:30には学年のフロアに戻る。 ※教科連絡は昼休みまでに翌日の授業内容を聞きに行き、昼休みのうちにサイド黒板に記入する。
10	5時間授業の場合 14:25～14:30 6時間授業の場合 15:25～15:30	帰り学活前の 5分間	教室から出ずに席に着いている。 学級棚から配布物を持ってくる生徒のみ動いて良い。 ※教科連絡は昼休みまでに済ませる約束なので、この時に聞きに行くことはしない。
11	5時間授業の場合 14:30～14:35 6時間授業の場合 15:30～15:35	帰り学活	カバンは机の上に置かない。 終了のチャイムが鳴るまで教室からでない。
12	5時間授業の場合 14:35～ 6時間授業の場合 15:35～	一般生徒 下 校	帰り学活が終わったら用のない生徒は下校し、寄り道をせずに帰宅する。 委員会や班活動の友達を待たない。 放課後活動は、「放課後活動届」を出す。
13	5時間授業の場合 14:50 6時間授業の場合 15:50	清掃終了	後片付けをし、 5時間授業の場合は15:05までに、 6時間授業の場合は16:05までに下校する。
14	～16:40	活動生徒の 下校終了	「放課後活動届」を出した生徒もこの時間で下校完了。

■ 朝遅刻した場合は、必ず以下の手順で教室に入ること

- ① 玄関南側のインターホンを押し、年・組・名前を伝える。
- ② 職員室に行き、学年の先生に遅刻の理由を伝える。
- ③ 学年の先生と一緒に自分の教室に行く。

※直接教室に来た生徒には、職員室に寄るように確認をしてください。

* 職員室への入室マナー

- 1) ドアをノックして、「失礼します」といって入口まで入室する。
 - 2) **所属・名前・用件を聞こえるように言い、用事のある先生を呼び、教科連絡、委員会、日直などの用事をすませる。**
 - 3) 「失礼しました」といって退室する。
 - 4) ドアを閉める。
- ※職員室・準備室は入口までしか入室できません。

発寒中 D&I プロジェクト



多様性 (D:ダイバーシティ) を認め、
受け入れて活かす (I:インクルージョン)

#みんなを認め合い

#みんなが過ごしやすい学校を

#みんなで作ろう

- 人にはそれぞれ個性があります。それぞれが互いの個性や違いを受け入れ、みんなが活躍できる学校をつくります。
- 一人一人の違いを認め、多様なあり方をありのままに受け入れられる雰囲気づくり、集団作りに努めます。
- 学校の中には男女別を前提としたしくみや制度、今まで当たり前とされてきたきまりがあります。誰もが安心して生活できる制度になっているか、振り返ります。
- 安心して相談できる関係づくりに日頃から努め、学校全体で支える雰囲気をつくります。どの教職員も対応できるように研修などを進め理解を深めます。

たとえば…

【性の多様性について知ろう！】

性のあり方はからだの性以外にも様々な要素があります。

これらの要素は、それぞれがはっきりと「男」と「女」に分けられるものではなく、主に4つの要素から成り立ち、それぞれの要素のバランスは一人ひとり違います。グラデーションになっています。

これらの要素の組み合わせは多様で、私たちは一人一人、顔や性格が違いうように性のありかたも多様です。

◆性の構成要素◆

からだの性

出生時に割り当てられた生物学的な性。
身体の特徴による性。

こころの性 (Gender Identity)

女・男だけにとらわれず、自分をどんな性別と認識するか。性自認ともいう。

好きになる性 (Sexual Orientation)

恋愛感情や性的な関心がどの性別に向かって
いるか。性的指向ともいう。

表現する性 (Gender Expression)

服装や言葉遣い、しぐさなど。
どのように周囲から見られたいか。

「一人ひとり違っていい！」

自分らしくあっていい！」